

行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

国税庁長官 住澤 整



令和6年1月25日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	国税庁が株式会社丸善に送付した、国税当局で活用している内部資料に関する開示決定通知書
不開示とした理由	<p>開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の法人が国税庁に対し開示請求をした事実の有無を明らかにすることになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められます。</p> <p>したがって、開示請求に係る行政文書の存否を答えることにより、法第5条第2号イの不開示情報を開示することとなるため、法第8条の規定に基づき開示請求を拒否します。</p>
担当課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。